

○三条市高齢者、障がい者等住宅整備補助事業実施要綱

平成17年5月1日

告示第19号

改正 平成18年4月1日告示第84号

平成19年4月4日告示第72号

平成24年3月23日告示第211号

平成27年12月28日告示第612号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）のいる世帯が住宅をその高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費を補助することにより、高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進することを目的とし、その補助に関して、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、対象者の属する世帯の世帯員の前年収入額の合計が、600万円以上の場合には対象者としない。

- (1) おおむね65歳以上の高齢者で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受け、障害の程度欄にAと表示されている者（第1号に該当する者を除く。）

(対象経費)

第3条 この事業の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者又はその親族が所有し、かつ、対象者が居住する既存の住宅について行う、次に掲げる改造等（増改築を含み、全面的な建替を除く。）の工事に要する経費とする。ただし、当該経費のうち、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則（平成17年三条市規則第80号）に規定す

る住宅改修費の支給を受けた額を除く。

- (1) 居室又は廊下等の改造
- (2) トイレの改造
- (3) 浴室の改造
- (4) 玄関の改造
- (5) 段差解消機又は階段昇降機の設置
- (6) ホームエレベーターの設置

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、別表に定める世帯区分に応じた補助率を補助基準額に乗じた額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる者 30万円（対象経費が30万円未満の場合は、当該額）
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる者 50万円（対象経費が50万円未満の場合は、当該額）
- (3) 前号に掲げる者のうち、三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則に規定する住宅改修費の給付対象者 30万円（対象経費が30万円未満の場合は、当該額）

(補助金の申請者)

第5条 補助金の交付を申請することができるのは、対象者又は対象者と同居している親族とする。

(補助金の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高齢者、障がい者等住宅整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 工事図面
- (3) 住宅の位置図
- (4) 施工場所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(身体状況等の調査)

第7条 市長は、補助金交付審査のため必要と認める場合には、高齢者等の身体状況、家屋状況等必要な事項を調査することができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、高齢者、障がい者等住宅整備事業補助金実績報告書(様式第2号)に次の書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 契約書の写し(市長が契約書の取り交わしを要しないと認めたものを除く。)
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の制限)

第9条 この補助金の交付回数は、対象者が属する世帯に対して1回とする。ただし、対象者の身体状況の変化により新たに住宅の改造等が必要となった場合その他市長が必要と認めた場合で交付する年度が異なるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の三条市高齢者、障害者等住宅整備補助事業実施要綱(平成8年三条市告示第81号)、栄町高齢者、障害者向け住宅整備補助事業実施要綱(平成9年4月1日制定)又は下田村高齢者・障害者向け住宅改造費助成事業実施要綱(平成9年4月1日制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年4月告示第84号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月告示第72号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月告示第211号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年12月告示第612号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

世帯区分	補助率
生活保護世帯	10分の10
所得税非課税世帯	4分の3
その他の世帯	2分の1

様式第1号(第6条関係)

高齢者、障がい者等住宅整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)三条市長

申請者	住 所	三条市		
	氏 名		Ⓜ	対 象 者 との続柄
	電 話			
	勤 務 先			

次のとおり、高齢者、障害者等住宅整備事業補助金を申請します。

記

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日	年齢	歳
	身体 の 状 況	・身障手帳 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(障害 級) ・療育手帳(程度) ・要介護認定 <input type="checkbox"/> ・要支援認定 <input type="checkbox"/>				
改造等の必要な理由及び内容						
住 宅 状 況		所有者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他(続柄 氏名)				
家 族 状 況	対 象 者 と の 続 柄	氏 名	生年月日	職 業 ・ 勤 務 先	個人番号	
	本 人					

〈過去の住宅整備の状況〉

有 ・ 無 (年 月)
〈補助金振込先〉
銀行・信用金庫 農協・信用組合 金庫・労働金庫
----- 本店 支店
口座番号:

〈資金計画〉

自 己 資 金	円
本 事 業 補 助 金	円
本事業以外の補助金等()	円
そ の 他 ()	円
費 用 総 額	円

〈工事予定期間〉

着工: 年 月 日~完了: 年 月 日(日間)

〈特記事項〉

--

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

申請者 氏名

㊟

(あて先)三条市長

年度高齢者、障がい者等住宅整備事業補助金実績報告書

高齢者、障がい者等住宅整備事業は、次のとおり完了したので報告します。

対象者の氏名		事業の施行地		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日	
完成検査年月日	年 月 日	検査人氏名		
直営の別 請負		請負者の氏名		
事業の経緯及び結 末の内容				
事業収支精算内訳				
収 入	区分	計画額	収入済額	説明
	自己資金			
	本事業補助金			
	本事業以外の 補助金等			
	その他			
	計			
支 出	区分	計画額	支出済額	説明
収入支出差引き		円		

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第8条関係)